

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、井戸川員三監査委員、長谷川清和前監査委員が実施しました。

令和4年6月29日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	井戸川	員	三
同	岡	田	哲明

令和3年度

財政援助団体等監査報告書

四街道市温水プール管理運営共同事業体

四街道市監査委員

四街道市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、次のとおり報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

四街道市温水プール管理運営共同事業体

3 監査の実施場所

四街道市温水プール

4 監査の範囲

令和2年度、令和3年度における公の施設の指定管理

5 監査の実施日

令和4年2月9日

6 監査の方法

公の施設の指定管理については協定等に基づき適正に管理、運営が行われているかを関係書類、帳簿等の検査及び関係責任者からの説明聴取を行い実施した。

7 監査の結果

公の施設の指定管理に係る出納及びその他の事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも市と連携を図り、利用者に対するサービスの効果及び効率を向上させるとともに、利用者の安全面の配慮に努められたい。

また、諸規程について定期的な精査に努められたい。